

## さぬき市情報公開・個人情報保護審査会会議録（要旨）

- 1 日 時 平成27年7月30日（金）午後1時30分～午後2時35分
- 2 場 所 さぬき市役所3階302会議室
- 3 出席者 【委員】 川地委員、西尾委員、松村委員  
（欠席者 なし）  
【事務局】 総務課 向井課長、池田、樫村、岸本  
【傍聴者】 （なし）

### 4 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会長及び副会長の選出
- (3) 番号法の施行に伴うさぬき市個人情報保護条例の改正事項について
- (4) その他
- (5) 閉会

### 5 配付資料

- 資料1 さぬき市情報公開・個人情報保護審査会規則
- 資料2 番号法施行に伴うさぬき市個人情報保護条例の改正について
- 資料3 さぬき市個人情報保護条例の改正事項について
- 資料4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）
- 資料5 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- 資料6 さぬき市個人情報保護制度及びさぬき市情報公開制度の状況について
- 資料7 傍聴規定

### 6 会議の内容は、次のとおりである。

#### （事務局）

そしたら、定刻より5分ほど早いんですけれども、ただいまから、さぬき市情報公開・個人情報保護審査会を開会させていただきたいと思います。

改めまして、皆さんこんにちは。

本日は、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私、事務局を預かっております総務課長の向井と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり、平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」、いわゆる「番号法」が成立し、本年10月から順次施行されるということになっております。

この制度につきましては、行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な

社会の実現を図っていくための社会基盤として、個人番号を新たに設け、法で定められた社会保障・税・災害対策といった3つの分野の行政手続きに関して利用していこうとするものでありますけれども、非常に強力な個人識別機能を持つ制度であるため、逆に、取り扱う実施機関等の対応如何によっては、大切な個人情報漏えいしたり、多大な損害をもたらしかねないといったような懸念も指摘されており、番号法では個人情報保護等に関して、詳細に規定して、厳格かつ適切な対応を求めているところでございます。

こうしたことから、本市におきましても、改めまして、個人情報取扱事務の明確化、厳格化を図っていく中で、個人情報保護条例の改正に向けた取組を進めているところでございます。

本日は、当該条例の改正案の概要についてご説明をさせていただき、委員の皆様からのご意見を頂戴するとともに、本市の情報公開、個人情報保護全般に関してのご意見もいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座って失礼させていただきます。

それでは、まず本審査会の会長が決定いたしますまで、私の方で進行させていただきたいので、どうぞよろしくお願いいたします。

昨年9月14日に皆様方に委嘱状をお渡しいたしまして、2年間の任期というところでお願いしておるところでありますけれども、今までに不服申立てがなかったことから、会議を開催しておりませんでした。

そうしたことで、私の方から3人の委員の皆様をご紹介申し上げたいと思います。

〈3人の委員の紹介〉

〈事務局職員の紹介〉

それでは、資料の1をご覧くださいと思います。

資料の1は、「さぬき市情報公開・個人情報保護審査会規則」でございます。

こちらをご覧くださいまして、このさぬき市情報公開・個人情報保護審査会につきましては、この規則の第3条第4項に、審査会の審査は、非公開となっております。ただし、本日のように、制度に関する重要事項について審議を行うときは、原則公開と規定されております。

そういったことで、本日の審査会につきましては、原則公開で行うこととしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今、傍聴の受付を行っているところでありますけれども、今のところ、傍聴希望者はおられませんので、もしおいでましたら、入っていただくということで、お願いしたらと思います。

それでは、続きまして、次第のほうの第2番、「会長及び副会長の選出について」ということでございます。

審査会規則第2条第2項に、「会長及び副会長は、委員が互選する。」という

ことになっており、委員の皆様方のご意見をお伺いしたいと思いますけれども、何かご意見はございますでしょうか。

(委員)

それで……。何か不服審査がきたこともあるけどね。私は、今の会長と副会長でいい。私は、そう思います。

(事務局)

わかりました。

松村委員さん、いかがでしょうか。

(委員)

事務局にお任せいたします。

(事務局)

わかりました。よろしいですか。川地委員さん。

(委員)

はい。

(事務局)

わかりました。それでは、皆様方のご了解をいただきましたので、会長に川地委員、副会長に松村委員ということでお願いしたいと思います。

それでは、会長には、会長席の方へ移っていただきたいと思います。

なお、今後の議事の進行について、少しでも協議をさせていただきたいので、若干のお時間をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

〈議事進行について説明〉

(事務局)

よろしいですか。それでは、新たに会長となられました川地委員から一言ご挨拶をいただきまして、引き続きまして議事を進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

(会長)

失礼します。

会長に選出されました川地でございます。

さぬき市情報公開・個人情報保護審査会の目的に基づいて、適正で妥当な結論を得たいと思います。各委員さんのご協力をお願いし、挨拶とさせていただきます。

それでは、座って失礼をいたします。

条例の規定に基づきまして、以後の進行につきましては、私の方で執り行わせていただきます。

早速でございますが、議題3「番号法の施行に伴うさぬき市個人情報保護条例の改正事項について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、座って説明させていただきます。

お手元に本審査会の資料を配付させていただいております。

〈資料1から資料7までの確認〉

資料1 さぬき市情報公開・個人情報保護審査会規則

資料2 番号法施行に伴うさぬき市個人情報保護条例の改正について

資料3 さぬき市個人情報保護条例の改正事項について

資料4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）

資料5 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

資料6 さぬき市個人情報保護制度及びさぬき市情報公開制度の状況について

資料7 傍聴規定となっております。

それでは、資料2をお願いします。

番号法施行に伴うさぬき市個人情報保護条例の改正についてのうち、1、番号法の施行に伴う条例改正の必要性についてご説明いたします。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、これを番号法といいます。番号法の施行により、全ての国民一人ひとりに付番される個人番号、これをマイナンバーといいます。マイナンバーを活用して個人を効率的に識別し、社会保障・税・災害対策等の分野における国民の利便性向上と行政運営の効率化を図る仕組みが創設されました。

このマイナンバーは、強力な個人識別機能を有しているため、マイナンバーを内容に含む個人情報、これを特定個人情報といいます。特定個人情報には、それ以外の個人情報よりも厳格な保護措置が講じられました。

番号法による特定個人情報の保護措置は、条文に書き起こして直接的に規制するものと、一般法を讀替えて規制するもの、番号法第29条、第30条がありますが、下の図1のとおり、一般法は、行政機関（国の機関）、独立行政法人等及び民間事業者の取扱いを定めたものであり、その影響は地方公共団体の条例には及びません。

このため、地方公共団体には、番号法第31条による一般法の讀替えの趣旨を踏まえた条例の整備を行うことが求められていることから、本市においても、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報保護条例を改正するものです。

次に、（2）番号法による一般法の讀替え、第29条、第30条の概要についてであります。

情報提供等記録（番号法第23条第1項及び第2項による記録）とそれ以外の特定個人情報では、保護措置の内容が異なります。

①対象範囲は、番号法第29条では、特定個人情報から情報提供等記録を除いた部分について、第30条では、情報提供等記録について、それぞれの取扱い

を定めています。

②目的外利用の制限は、第29条では、人の生命等保護（本人同意）と、激甚災害 時の金銭支払いに限定し、第30条では、目的外利用を禁止しています。

③提供の制限は、第29条、第30条ともに、番号法第19条各号の事務（情報提供ネットワーク、安全措置が講じられている方法）に限定されています。

④開示・訂正・利用停止請求は、第29条は、本人・法定代理人のほか、任意代理人による請求が可能となっており、第30条においても同様ですが、利用停止請求はできないこととなっています。

⑤開示手数料は、第29条、第30条ともに、個人の経済的事情によらず確認できるようにするため、減額または減免が可能となっています。

⑥他法令の開示制度との調整は、第29条、第30条ともに、他の法令による開示制度との調整規定を除外し、他法令と重複して開示を実施することとなっています。

⑦訂正の通知先は、第29条は、訂正請求者で変更ありませんが、第30条では、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に変更となっています。

⑧利用停止等の事由は、第29条では、利用停止等の請求事由（番号法違反の場合）を追加していますが、第30条では、利用停止請求不可のため、規定はありません。

⑨開示・訂正の移送は、第29条では、他の実施機関への移送を認めるもので、変更はありませんが、第30条では、事案の移送はしないこととなっています。

条例の改正内容につきましては、池田からご説明させていただきます。

それでは、今回のさぬき市個人情報保護条例の改正事項につきまして、具体的にご説明のほうさせていただきますと思います。

この説明につきましては、お手元にお配りしております資料の2、今ご覧いただいております番号法施行に伴う「さぬき市個人情報保護条例の改正について」に合わせまして、資料3 さぬき市個人情報保護条例に係る調査・検討シート、こちらのほうを使いまして、ご説明のほうさせていただきますと思います。

まず、先ほど申し上げましたとおり、番号法におきまして、「地方公共団体は、その保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、その特定個人情報の開示、訂正、利用の停止等につきまして、必要な措置を講ずるものとする。」その旨を定められております。

これを受けまして、今回、さぬき市個人情報保護条例では、これからご説明させていただきます事項について、改正を行う予定としております。

それでは、資料の2、先ほどの説明の続き、2ページ、条例の改正要旨のほうをご覧いただきたいと思います。

今回の改正につきましては、こちらに掲げます（1）から（12）、こちらが主な改正事項となっております。

順に、こちらの資料3で具体的な箇所、規定をご覧いただきながら、ご説明をさせていただきます。

まず、(1) 定義の改正についてでございます。番号法の第2条に、個人情報についての定義を、一般法を引用することで「生存する個人に関する情報」とこのように定義づけをしております。今回、合わせて資料として、資料5をお付けしておるんですけれども、こちらで確認をしていただければと思うんですけれども、資料5は一般法の1つであります行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律になっております。こちらのほう、第2条第2項をご覧いただきますと、「この法律において個人情報とは、生存する個人に関する情報であって」というふうに定義がされております。しかしながら、現在、さぬき市の個人情報保護条例第2条、こちらのほう資料3の1ページ、第2条第1項になりますけれども、こちらをご覧いただきますと、「個人情報とは、個人に関する情報であって」となっておりまして、先ほどの資料5にありました第2条第2項の「生存する個人」という、その生存するという字句が省かれておりまして、個人に関する個人情報を含めて、さぬき市に関しましては、保護の対象としております。この点が番号法と異なっております。しかしながら、番号法第12条におきまして、マイナンバーの漏えい等の防止、その他マイナンバーの適切な管理のための措置を講ずるように規定がなされておるんですけれども、このマイナンバーに関する保護の対象といいますが、死者のマイナンバーも保護の対象に含まれております。

また、マイナンバーだけではなく、例えば、死者の家族に関する情報、こちらは、同時に生存する遺族に関する情報でもありますので、生存する遺族の個人情報として保護の対象となる場合がございます。こうしたことから、条例は、生存する個人情報だけではありませんけれども、番号法より広く個人情報を定義しているんですけれども、運用上、死者のものも含んでの定義づけが混乱を生じるものとは考えられないことから、個人情報の定義につきましては、改正を要しないというふうな判断をしております。

そのほか、定義につきましては、番号法で新たに特定個人情報、情報提供等記録、保有特定個人情報といったものが定義づけされておりますので、こちらにつきましても、条例の方で追加をさせていただいております。

具体的には、資料3の2ページの第6項、第7項、第8項にそれぞれ、番号法を引用し、特定個人情報、情報提供等記録、保有特定個人情報、こちらの定義を追加しております。これらの用語の定義の範囲につきましてですが、具体的に図でご確認をいただければと思います。それが資料2の3ページの図にお示しをさせていただいております。これまでのいわゆる個人情報というのが一番外枠になっております。その中で、個人番号いわゆるマイナンバーを含む情報、これを今回特定個人情報というふうに定義をしております。

また、これまで市長、教育委員会、農業委員会等の職員が職務上作成、取得

した個人情報であって、職員が利用するものとして保有し、公文書に記録されている個人情報、これを保有個人情報（公文書）として定義づけをしておりましたが、そのうち、個人番号（マイナンバー）を含むものを今回新たに、保有特定個人情報として定義づけをしております。それがこの図でいう真ん中の色づけをしている部分です。保有特定個人情報（公文書）と書いてある部分はその部分になっております。保有特定個人情報の中でも、情報提供したものですとか、した日時といった国の情報提供ネットワークに接続された電子計算機に記録された情報のことを情報提供等記録というふうに定義をしております。こちらの黒く色づけしている部分を今回新たに、条例の中で定義を加えさせていただきます。

さらに、特定個人情報ファイルという用語につきましても、電子計算機を用いるなどして個人情報を容易に検索できるようにしたマイナンバーを含む情報ファイルとして、これも新たに追加をしております。

定義に関する改正については、以上となっております。

続きまして、先ほど番号法による読み替えについて、岸本のほうからご説明をさせていただいたところですが、（２）から（１０）までの項目についてご説明しますが、これは番号法による読み替えの対応を行うための改正ということになっております。

まず、資料２の３ページ、目的外利用についてでございます。

番号法の第２９条におきましては、特定個人情報を目的外利用することができる場合を①②にございますとおり、限定をしております。

まず、一つ目として、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき、二つ目に、激甚災害時であって番号法第９条第４項に規定された要件を満たすとき、このうち、②の激甚災害激甚災害時であって番号法第９条第４項に規定された要件といいますのは、具体的には、金融機関等が預貯金等の支払いに激甚災害のときに利用するというを想定しておりますため、今回追加させていただきますのは、①の場合に限って目的外利用をすることができるというふうに追加をさせていただき予定しております。具体的な規定につきましては、資料３の６ページになっております。第７条でこれまでの保有個人情報に関する目的外利用は、第７条において規定をしておりました。しかしながら、今回このように特定個人情報の目的外利用につきましても、目的外利用ができる条件がかなり限られておりますので、６ページにございますとおり、第７条の２として、新たに追加をしております。第２項をご覧くださいと、先ほどご説明しましたとおり、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、目的外利用をすることができるというように規定の追加をしております。

なお、番号法第30条において、情報提供等記録の目的外利用につきましては、禁止というふうになっておりますので、第7条の2の第2項をご覧くださいますと、真ん中どころに、「情報提供等記録を除く。」というふうにしておりまして、情報提供等記録は、目的外利用の対象外となることを規定しております。

続きまして、資料2のほうに戻りまして、(3)外部提供についてご説明させていただきますと思います。

番号法の第29条、第30条では、特定個人情報を外部に提供することができる場合、これは、番号法の第19条各号のいずれかに該当する場合に限定されております。番号法のほうで既に規定はされているところはあるんですけども、確認的な意味合いもありまして、今回条例においても、資料3の7ページになりますけれども、第7条の3として、新たに追加するようにしております。「番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。」このような条を加えることにしております。

続きまして、資料2の3ページ(4)開示請求者に関することにつきまして、ご説明いたします。

番号法の第29条及び第30条では、保有特定個人情報の開示を請求できるものとして、任意の代理人、本人の委任による代理人を加えておりますので、同様の改正を行う予定にしております。

具体的には、資料3の10ページをご覧ください。第14条第2項になりますけれども、これまでの保有個人情報につきましては、未成年又は成年被後見人の法定代理人が本人とともに請求ができるものとしておりましたけれども、今回番号法の規定に基づきまして、保有特定個人情報につきましては、これまでの本人、法定代理人に加えまして、本人の委任による代理人を追加することにしております。こちらにつきましては、個人番号が個人の同意がなく、国民全員に対して付番されておりました、特定個人情報が不正な取扱いがされていないかといった危惧に対応するため、その本人等の開示の権利を容易に行使できるようにするための措置として、本人、法定代理人に加えて、任意代理人についても、その権利を認めるものとなっております。

それでは、続きまして、(5)開示、訂正時の移送についてになります。

番号法第30条では、情報提供等記録に対する開示及び訂正の請求については、情報提供等記録の提供元に事案を移送するということを禁止しておりますので、それに伴いまして、条例第23条、第33条について、それぞれ情報提供等記録を対象外とすることを定めております。

具体的には、16ページの真ん中どころにありますけれども、条例第23条開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）として、事案の移送に関しまして、情報提供等記録は対象外となるということにしております。同じく第33条は、21ページになりますけれども、こちらの訂正請求に係る保有

個人情報（情報提供等記録を除く。）としまして、対象外となることを追加しております。

それでは、続きまして、資料2の4ページ（6）開示手数料についてでございます。ここにつきましては、改正は今回考えておりませんが、改正するかどうかを検討した事項として、ご説明をさせていただきます。

番号法第29条、第30条では、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、開示手数料を減額又は免除することを可能としております。さぬき市の個人情報保護条例で開示手数料に関する規定は、第26条になっておりまして、これは18ページになります。第26条の費用の負担に関してですが、開示手数料の規定というのがございませぬので、現在、無料という形になっております。で、開示手数料は無料としておりますことから、改正は要しないものとしております。なお、合わせて、写しの作成及び交付に要する費用、こちらは負担しなければならないとしております。ただし、ここにつきましては、負担を求める額が複写物単色1枚につき10円というふうに現在しておりますけれども、そのように低廉なものであることから、見直しはこの部分につきましても、しないというふうな方向で考えております。

続きまして、（7）訂正請求者についてでございます。

こちらは、先ほど申し上げました開示の請求者のところでご説明しましたが、任意代理人、訂正請求者につきましても、特定個人情報の訂正請求できる者は、任意代理人を追加することになっておりますので、こちら合わせて同様の改正を行うこととしております。資料3の19ページになりますけれども、実際的な手当てとしては、訂正請求の第27条第2項になりますけれども、「保有個人情報の訂正請求について準用する。」となっております、これは、実際本人に代わって訂正請求できるものの範囲を準用するということになっております。ですので、これまで本人と法定代理人でしたが、それに加えて、保有特定個人情報につきましても、任意の代理人も請求することができるというふうに、実質的な内容が変わってきております。

続きまして、（8）訂正の通知についてでございます。

番号法第30条におきまして、情報提供等記録を訂正した場合は、総務大臣及び番号法第19条第7号の情報照会者又は情報提供者に通知するということになっておりますので、同様に改正を行うこととしております。

具体的には、資料3の22ページの第34条になりますけれども、真ん中どころになりますけれども、保有個人情報の提供先への通知ということで、第1号でこれまでの保有個人情報、第2号で情報提供等記録につきまして、それぞれ提供先の規定をしております。第2号につきましては、情報提供等記録は総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者というふうになっております。それ以外のものにつきましては第1号でこれまでと同様に、当該保有個人情報の提供先という形にしております。

続きまして、(9) 利用停止等請求者について、こちらは、先ほど何度かありましたが、番号法第29条において、利用停止等の請求者は、本人、法定代理人に加えて、任意代理人を加えることとしておりますので、同様に任意代理人を加える改正をしております。

具体的には、資料3の24ページになっております。こちら、先ほどありましたが、開示請求者の規定を準用するということになっておりまして、利用停止請求につきましても、これまで、本人、法定代理人に限られておりましたが、それに加えて、任意代理人を追加することとし、準用するということで、意味合いとして中身が変わってきております。

続きまして、(10) 利用停止等の請求事由についてでございます。番号法第29条では、特定個人情報の利用停止等の請求をすることができる場合として、次のとおり追加されております。

まず、利用の停止又は消去する場合、これは目的外利用の改正規定に違反したとき、それから、番号法第20条の特定個人情報の収集・保管、番号法第28条の特定個人情報ファイルの作成、こちらの規定に違反したときとなっております。

また、提供の停止につきましても、番号法第19条の特定個人情報の収集・保管の規定に違反したときとなっておりますので、具体的には、資料3の23ページ、太字で線を引かせていただいておりますけれども、第2項にありますとおり、第1号ですが、適法に保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第7条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき、こちらが利用の停止又は消去に該当する場合があります。

保有個人情報の提供の停止につきましても、第7条の3、今回新設しましたけれども、その目的外利用に違反して提供されているとき、こちらが追加となっております。

この(10)までが番号法第29条、第30条の読み替えに関する規定に伴っての改正になっております。

あと、(11) 他の法令による開示の実施との調整について、こちらは、番号法附則第6条におきまして、個人が自己の特定個人情報を容易に確認できる仕組みとして、情報提供等記録開示システム、一般的にマイナ・ポータルというものを新設することとしております。

また、番号法第29条及び第30条では、このマイナ・ポータルと既定の制度とを調整することなく、特定個人情報を開示するように定めをしております。

現在、さぬき市個人情報保護条例第46条には、他の法令によって開示や閲覧等が可能な場合につきましても、個人情報保護条例による開示はしないというふうになっておりますけれども、この番号法の規定に基づきまして、適用除

外ということで、マイナ・ポータルによる情報開示と他の法令の制度による情報開示との重複を認めるということにしております。

こちらにつきましては、資料3の29ページ、一番上ですけれども、「他の法令等によって閲覧、縦覧、公文書の謄本、抄本等の交付の手続きが定められている場合における保有個人情報は適用しない。」の中に、括弧として「保有特定個人情報を除く。」というふうにしております。これによって、保有特定個人情報につきましては、重複することも認めるというふうに規定しております。

最後に、(12)としまして、番号法と直接は関係してこないのですけれども、現在条例第6条におきまして、特定個人情報という略称規定を設けておりました。今回、番号法においての特定個人情報という定義を追加したことに関連しまして、この略称が適切ではないということから、混乱を生じないために改正をしております。

具体的には、資料3の4ページになりますけれども、思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報、これをこれまでは、「以下、特定個人情報と総称する。」としておりました。ですけれども、今回番号法によって、特定個人情報という新たな定義づけを行いましたことから、この部分は削りまして、その手当をしているということでございます。

以上が、今回さぬき市個人情報保護条例に係る改正の主な事項となっております。

#### (会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、先ほど資料2、資料3に基づいて、事務局のほうから説明がございましたが、各委員さんご意見等がございましたら、お伺いしたいと思います。どなたからでも、忌憚のないご意見をお願いしたらと思います。

西尾委員さん。

#### (委員)

いやいや、もう案どおりでいいと思いますが。これだけたくさんの同じような言葉を使った法律から始まって条例までいくわけですから、すぐにはわからない。マイナンバーは非常に議論されてますよね。よっぽど総務課のほうで検討されたのでしょうか。これだけの文書を作れといたって、なかなか作れない。私は、これで十分だと思いますけどね。

#### (会長)

はい、ありがとうございます。

松村委員さん、どうでしょうか。

#### (委員)

特に問題ないと思います。条例、このもともとの条例ですね。さぬき市個人

情報保護条例をたてる理由が、国の法令で手続きが定められてないということに基づくので、それを十分検討して作られているものであり、特に、さぬき市における個別の事情というんですかね。そういうのが認められないことから、案どおりでよろしいかというふうに思います。

**(会長)**

そうですね。

これ特に、さぬき市で、もともとの個人情報保護条例に、独自のさぬき市がそれぞれ入れたという項目はないんですよ。というか、基本的には、今回の改正はほとんど法律の条文改正によるものからきとんかな。

**(事務局)**

いくつか検討する事項というのはありまして、先ほど申し上げた個人情報というものの定義ですね、その死者を含んでいるとか、その部分の手当をどうするか、あと先ほど少し触れたんですけど、開示の手数料のところ、経済的な理由があれば減免することができるようになっておりまして、もともとその手数料に関しては無料という取扱いをしているんですけども、そこを例えば、今、実費をもらっている部分についても反映させるのかどうか、その部分も少し検討の事項には入っております。あと、もう1点が任意代理人を今回、開示等の請求者として、対象に追加しているんですけども、今は保有特定個人情報に関してということになっておりまして、それを従来の保有個人情報、これまでの個人情報に対しても、その部分の範囲を広げるということも、どうなのかという検討はあったんですけども、やはり今の時点では、番号法に基づく範囲に留めておいてですね、実際に今の運用としましても、特に、任意代理人まで拡大するというような特別の理由、事情というものが認められないということもありまして、そこまで拡大する必要はないのではないかということで、今のところは、法律に基づいた特定個人情報に関する開示等の請求に限って、任意代理人に拡大するというような判断を今はしております。

**(委員)**

特に、今おっしゃった2点がね、任意代理人なんたってね、普通の場合は資格者が何とか問題になる場所ですよ。誰でもいいということだからね。それから、10円とかなんとかおっしゃったあの問題ね。コピーの場合は、普通、免除とか減額はいいけど、複写代なんていうのは、1枚50円ぐらいいるんだからね。弁護士会なんか60円だ。だから、そういうところは、まだ検討の余地があるね。弁護士会は1枚60円。参考までに。だから、今先10円とかおっしゃったね。もともとの開示手数料は減免、コピーについてはお金がいるからね。そういったところは検討の余地があると。先ほどから2点ひっかかっていたんだけど。しかし、今、会長がおっしゃったように、さぬき市だからこうせないかんというのは、特にないよね。他のところだって比べているはずだからね。ということでないでしょうかね。

(会長)

ほかに、ご意見等かまいませんか。

はい、それではないようですので、次に議題（４）その他に入りたいと思います。事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料６をお願いいたします。

さぬき市個人情報保護制度及びさぬき市情報公開制度の状況についてご報告をいたします。

まず、さぬき市個人情報保護制度についてのうち、１、個人情報取扱事務についてであります。

さぬき市個人情報保護条例第１３条に基づき、実施機関は、個人情報取扱事務であって、氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を検索することができる公文書を利用するものについて、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供することとしています。

登録事項は、事務の名称、事務を所管する組織の名称、目的及び根拠、個人情報の記録項目、個人情報の対象者の範囲、登録年月日のほか、実施機関が定める事項としております。

平成２６年度における個人情報取扱事務の実施機関ごとの内訳は、次のとおりとなっております。登録件数は、合計で２２８件となっております。２ページの真ん中どころに合計をあげております。

なお、本年度は、番号法の導入に伴い、マイナンバーを利用する事務が開始されることから、この個人情報取扱事務登録簿を適正に運用するため、現在、洗い出し作業を行っているところであります。

次に、２ページ２の個人情報保護制度の運用状況についてであります。条例施行の平成１５年度から平成２６年度までの請求件数のうち、開示決定（開示・部分開示）の占める割合は、８８．６パーセントとなっております。年度ごとの開示請求件数及び処理状況は、（１）のとおりとなっております。

また、実施機関ごとの開示請求件数及び処理状況は、（２）のとおりとなっております。開示請求の主な内容は、（３）のとおりとなっております。

特に、平成２４年度、２５年度については、請求件数が急激に増えておりますが、これは、平成２４年７月５日施行のさぬき市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度による開示請求があったことによるものです。あと、病院事業管理者におきましては、外来、入院の診療記録、看護記録等が主な要因となっております。

次に、４ページをお願いします。

さぬき市情報公開制度についてであります。１．情報公開制度における運用状況についてであります。

条例施行の平成１４年度から平成２６年度までの請求件数のうち、開示決定

(開示・部分開示)の占める割合は、95.1パーセントとなっており、開示請求件数及び処理状況は(1)のとおりとなっております。

また、実施機関ごとの開示請求件数及び処理状況は、(2)のとおりとなっております。その内容は、(3)のとおりとなっております。

以上で、両制度の状況について、ご報告を終わります。

(会長)

はい、ありがとうございました。この資料6のさぬき市個人情報保護制度及びさぬき市情報公開制度の状況についての説明について、何かご質問等ございましたら。

(委員)

不服申立ては、この会に全部上がってきとるんかいの。

(事務局)

はい、そういうことです。資料の4ページにありますとおり、不服申立てが2件ありまして、実施機関が市長部局で1件と実施機関が教育委員会で1件あがっております。

(会長)

はい、委員さん。

(委員)

(3)の開示請求があった内容で、非開示したものはどのようなものがありますか。

(事務局)

はい、管財課の1番の最低制限価格とか予定価格につきましては、非開示としております。それから、個人に関する情報ですとか、法人の印影、個人の印影につきましても非開示とさせていただいております。

(委員)

非開示は。

(事務局)

部分開示でなくて、非開示の部分ですか。

(会長)

病院が1件。平成19年度にこれだけやな。

(事務局)

はい、病院のほうで、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、非開示になっているのが診療等の記録の全てになっているのが1件となっております。

(委員)

個人情報保護制度のほうだと、平成19年度に非開示が1件ですね。1件は病院管理事業者で、診療記録を非開示にしていると。これは本人さんが請求して非開示にしたわけじゃないんですね。

**(事務局)**

実施機関が別になっておりまして、詳細の確認ができておりません。

**(委員)**

ご本人さんか病院でなくなった方の遺族が開示請求した場合は、一般論でいえば、個人情報コントロール権の問題だから、これは正当な理由がないのに拒否するのはなかなか難しいと思いますけれども。でも第三者がそれを請求してきた場合は、逆にこれ個人情報保護の問題があるから、そういう請求権はないですよとはっきりお断りすべきものですね。情報公開制度だと、今、1番にあげてもらった管財課の入札の問題というのは、これは意思決定情報に該当するから非開示ですよということなんだけど、意思決定情報というのは、入札が行われたか、或いは行われた後だとこれは意思決定情報ではなくなるので、非開示ということにはならないと思うんですが、それは問題ない。意思決定前に管財課にいつてきたものか。

**(事務局)**

先ほど申しあげました管財課の入札の予定価格ですとか、最低制限価格につきましては、さぬき市情報公開条例第6条第7号の当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるものとして、非開示としております。

**(会長)**

ないようでしたら、以上を持ちまして、本日の議題は全て終了いたしましたので、進行を事務局にお返しします。

**(事務局)**

ありがとうございました。